

上天草市涼み処募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、熱中症による健康被害の防止を目的として、気温上昇時に市民等が暑さを避けることができるように、事業所等が一時的な休憩所として施設を提供する涼み処の指定について必要な事項を定める。

(開設期間)

第2条 涼み処の開設期間は、環境省の熱中症特別警戒アラート等の運用期間のうち、あらかじめ事業所等が指定した期間とする。

(指定要件)

第3条 涼み処は、次の各号のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 利用者が適切に休憩できる空間を確保できること。
- (3) 営業時間内において、当該施設を市民等に開放することができること。

(応募方法)

第4条 本指定を受けようとする事業所等は別記様式の上天草市涼み処応募申込書に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法により健康づくり推進課へ提出する。

(施設の協力事項等)

第5条 涼み処に指定された施設は、市の要請に応じ可能な範囲で次に掲げる事項について協力を行うものとする。

- (1) 涼み処案内ポスター、のぼり旗等の掲示
- (2) 熱中症予防に関する啓発チラシの掲示
- (3) その他市が必要と認める事項

(登録期間及び更新)

第6条 涼み処の登録期間は、涼み処としての登録を決定した日から翌年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の1か月前までに更新をしない旨の申出がなかった場合には、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
- 3 涼み処に指定された施設は、登録内容等に変更が生じる場合には、市に速やかに報告しなければならない。

(登録の解除)

第7条 涼み処に指定された施設が、第3条の指定要件を満たさなくなった場合、または指定された事業所等から登録の解除の申出があった場合は、第2条の開設期間であっても登録を解除するものとする。

(事業の周知)

第8条 市は、本事業について広報、周知等に努め、利用機会の拡大に努めるものとする。

(協議)

第9条 この要項に関し疑義が生じたとき、またはこの要項に定めのない事項については、市と事業所等が協議の上、別に定める。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和7年6月1日から施行する。